

## 加古川市地域包括支援センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に基づき実施する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称等)

第2条 センターの名称及び担当地区は、次のとおりとする。

名 称	担 当 地 区
地域包括支援センターかこがわ	加古川町
地域包括支援センターのぐち	野口町
地域包括支援センターひらおか	平岡町
地域包括支援センターかこがわ南	尾上町・別府町
地域包括支援センターかこがわ北	神野町・新神野・西条山手・山手・八幡町・平荘町・上荘町
地域包括支援センターかこがわ西	東神吉町・西神吉町・米田町・志方町

2 センターの事務所は、前項に規定する担当地区内とする。

### (利用対象者)

第3条 センターの利用対象者は、介護保険の被保険者及びその家族・親族等、地域福祉・高齢者福祉の向上のために活動する団体等とする。

### (実施主体)

第4条 事業の実施主体は、加古川市とする。

### (実施委託)

第5条 市は、事業の目的を効果的に達成するため、事業運営が適正に確保できると認められる社会福祉法人、医療法人等に事業の実施を委託することができる。

### (利用料)

第6条 センターの利用料は、原則として無料とする。

### (事業内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 包括的支援事業

- ア 第一号介護予防支援事業
- イ 総合相談支援業務
- ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

オ 在宅医療・介護連携推進事業

カ 生活支援体制整備事業

キ 認知症総合支援事業

(2) その他市長が必要と認める事業

2 センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業（要支援者に対する予防給付のケアマネジメント）を実施する。

（職員の配置）

第7条 センターの職員として、1事業所につき保健師、社会福祉士等、主任介護支援専門員（以下「3職種」という）を少なくとも各1名常勤で配置しなければならない。

2 前項に規定する3職種が配置できない場合は、別に定める者を配置するものとする。

（センターの公正・中立性の確保）

第8条 センターの運営にあたっては、加古川市介護保険運営協議会の意見を踏まえ、公正・中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図らなければならない。

（守秘義務）

第9条 センターの設置者（その法人の役員）、若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターの事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。